

院内感染対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意志決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染制御チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3 院内感染対策に関する職員研修についての基本事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上開催します。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本事項

院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染制御チームでの検討およびフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染の発生または疑われる場合は、感染制御チームが感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様およびご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。あわせて感染防止の意義や、院内での手洗い・マスク着用などについてもご理解、ご協力をお願いします。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。